

令和2年度 第1回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：令和2年9月1日（火）10時～12時20分
- 2 場 所：市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1・第2集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、長坂委員、石原委員、内野委員、近藤委員、圓山委員、水野委員、森田委員、岩崎委員、磯部委員、永井委員、西村委員、高柳委員、植野委員、木下委員、田上委員、谷藤委員、西口委員、山崎委員、立川委員、保戸塚委員、川端委員、都築委員、高木委員
事務局：市川市 障がい者支援課（福地課長、野口主幹、野村主幹、沓澤副主幹、夏見副主幹、宮嶋主査）
市川市 障がい者施設課（渡辺課長、石井主幹）
傍聴：0名
- 4 議 事：
 - (1) 開会
 - (2) 会長・副会長の選任
 - (3) 連絡・報告事項
 - (4) 基幹相談支援センター運営協議会の報告について
 - (5) 各部会・障害者団体連絡会の状況について
 - (6) 地域生活支援拠点等について
 - (7) 第4次いちかわハートフルプラン案について
 - (8) 閉会
- 5 資料
 - (2)-① 令和2年度の障がい者支援課の体制について
 - (2)-② 市川市自立支援協議会の関係図（令和2年度）
 - (2)-③ 社会福祉法の改正について（当日配布）
 - (3)-① 令和元年度 第3回基幹相談支援センター運営協議会 概要
 - (4)-①-1 相談支援部会 開催概要 （※ 資料(4)-①-2 欠番）
 - (4)-①-3 権利擁護連絡会報告
 - (4)-①-4-1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業からの報告
 - (4)-①-4-2 特別院内研修報告書
 - (4)-①-4-3 精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業について
 - (4)-② 生活支援部会 開催概要

- (4)-③ 就労支援部会 開催概要
 - (4)-④ こども部会 開催概要
 - (4)-⑤ 障害者団体連絡会 開催概要
 - (6)-① 第4次いちかわハートフルプラン案
 - (6)-② 第4次いちかわハートフルプラン策定スケジュール表
 - (6)-③ 第4次いちかわハートフルプラン案 概要
 - (6)-④ 令和2年度 市川市社会福祉審議会・障がい者福祉専門分科会 質疑応答 概要
- 地域生活支援拠点等整備事業の概要
 - 市川市自立支援協議会 構成メンバー名簿
 - 市川市ろう者協会機関紙「さとみ」No.135、136

【開会 10時】

【議事（1）開会】

○事務局より開会宣言及び新たに加わった委員の紹介

【議事（2）会長・副会長の選出について】

長坂委員：山崎委員を会長、朝比奈委員と高木委員を副会長として推薦したい。

一同：異議なし。

→会長に山崎委員、副会長に朝比奈委員と高木委員を選任。

【議事（3）連絡・報告事項】

○事務局より資料(2)-①及び資料(2)-②に基づき説明、「市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議」への市川市自立支援協議会からの出席者を山崎委員とする旨の報告、障がい者週間イベントについての説明

○朝比奈副会長より資料(2)-③に基づき説明

【議事（4）基幹相談支援センター運営協議会の報告について】

○朝比奈副会長より資料(3)-①に基づき説明

【議事（5）各部会・障害者団体連絡会の状況について】

○内野委員より資料(4)-①に基づき相談支援部会の報告

○磯部委員より資料(4)-②に基づき生活支援部会の報告

○西村委員より資料(4)-③に基づき就労支援部会の報告

○保土塚委員より資料(4)-④に基づきこども部会の報告

○木下委員より資料(4)-⑤に基づき障害者団体連絡会の報告

山崎会長 : 何かご質問ありますでしょうか。

谷藤委員 : 相談支援部会からの報告についてですが、昨年度も報告があったかと思いますが、セルフプラン率については依然として改善が必要な状況にあるのでしょうか。また、事業所のマンパワーが足りないことについて、ハートフルプランには研修はあるが、事業所を増やすことが見えてこない。是非、このマンパワーを増やしてほしいと思います。次に、生活支援部会の報告にありました地域生活支援拠点等については、昨年度の報告では具体化することが難しいという印象がありましたが、3法人が受託したということで、今後の課題の方向性について教えてください。

山崎会長 : それでは、セルフプラン率と、このセルフプラン率を下げるためにマンパワーを増やすことについて、事務局よりお願いします。地域生活支援拠点につきましては、この後に事務局より報告がありますので、その報告後をお願いします。

事務局 : セルフプランについては、課内で議論し、それを基づき相談支援部会に検討していただくことを考えております。もう少しお時間をいただき、相談支援部会でも議論の上、本会に報告させていただきたいと思います。

高木副会長 : セルフプラン率については、私も以前は事業所を増やすことができればと思っていましたが、現状を踏まえますと、相談支援事業所はそう簡単には増えないと思います。セルフプランについては、その中身の仕分けに関する確認が必要であると思います。例えば、コロナで言えば、医療のリソースは限られているので、重症者と軽症者に選別した上で、重症者を看ていかなければならない。相談支援についても、コロナで言う重症者、つまり緻密な相談支援を必要とする者が入れないようでは本末転倒であると思います。また、相談支援は儲からないと言われるが、200人、300人と増えていけば、ビジネスモデルになっていくかと思います。戦略的には、本当に必要な方に相談支援のリソースを割いて必要があるとも思います。

山崎会長 : 補足しますと、事業者が参入しやすいように、相談支援部会が中心となったガイドライン研修を行ってきました。また、先進市からも情報を収集し、どこにセルフプラン率を下げる仕組みがあるか分析も行ってきました。その中で、大きくセルフプラン率を引き下げることは難しかったということが正直なところです。このセルフプランについては、一度行政の方に課題を預け、検討いただき、相談支援部会において再度議論することになっています。

高木副会長 : 付け加えますと、えくるの基幹相談支援センター運営協議会の中で、サービスにはつながっているが、相談支援にはつながっていないという事例に

については、サビ管や児発管が相談機能の役割を果たしていくことも必要であるということもあったかと思えます。つまり、これらの者が、一定程度、相談支援の役割を補完することも必要であります。また、先程のビジネスモデルになるという話においては、医療的ケアが必要な方でも放課後等デイサービス 1 本の方でも報酬の単価は同一ですので、なるべく困難ケースでない方を多く持つようになるかと思えます。したがって、困難ケースの場合にはしっかりとお金を付けるような整備も並行して行っていく必要があるのではないかと思います。

植野委員 : 障害者団体連絡会でまとめたものではありませんが、コロナ禍でうつ病や自殺率が高まることも懸念されます。また、今回、パンフレットを作成しましたが、色々厳しい制約があり、さらに部屋の有料化も決まったりしたため、もう少しコミュニケーションが必要ではないかと思いました。次に、ゴミ出し支援についてですが、民間事業者がいきなり自宅を訪れますと萎縮してしまうこともありますのでご配慮いただきたいと思えます。新庁舎については、障がい者団体などの意見を十分に聞かないまま進んでしまった印象を受けましたので、意見として申し上げたいと思えます。

山崎会長 : ありがとうございます。谷藤委員、先程のご回答、よろしいでしょうか。

谷藤委員 : セルフプラン率を引き下げるということについては、必要なところに必要なリソースを優先的に投入することなど分かりました。ただ、セルフプランの場合、家族がいなければ成り立たないということもあり、その家族も市役所などを行ったり来たりして非常に大変です。なるべく事業所のマンパワーが増えることに期待したい。

山崎会長 : ありがとうございます。現実的には色々問題はありますが、3障がいの全ての方に相談支援専門員を付けるという基本的な方針に変わりはないかと思えます。また、植野委員から頂きましたご意見の中で、コロナ禍で自殺者が増えるのではないかということにつきましては、市川市の自殺対策に関する会議に委員として私も出席していますのでその中で伝えていきたいと思えます。次に、パンフレット、ゴミ出し支援については、制約などは行政としてもあるかと思えますが、お互いの意見を聞けるように自立支援協議会でも協力していきたい。新庁舎についても、同様に協力していきたいと思えます。

植野委員 : コミュニケーションについては不足しているように思われます。新庁舎のことなど突然決まってしまうこともありますので、ご配慮いただきたいと思えます。

山崎会長 : ありがとうございます。情報提供などを必要に応じて行っていく必要があるかと思えます。ほかに何かございますか。

- 朝比奈副会長：就労支援部会の報告書の「3 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの」に「相談者の検索方法の確立（生活支援部分の主軸はどこか）」とありますが、これは具体的にどのようなことなのか教えていただけますでしょうか。
- 西村委員：B型事業所の方で生活支援についても看なければならない状況にある場合において、利用者が高齢化している話もあるのですが、B型事業所が利用者の支援を抱え込んでしまっている状況があります。そういうこともあり、できればセルフプランではなく、相談支援を付けたいのだが、それがなかなか繋がらないこともある。そういった意味で、相談者、つまり計画相談に繋げて、役割分担をしていきたいというイメージです。
- 朝比奈副会長：一定程度相談支援事業所に担っていただくとともに、相談支援事業所がオーバーフローを起こして本人にとって不利益とならないようにやっていくということですね。
- 山崎会長：直接自分でやることではないものでもやるという状況はあるかと思います。また、マネジメントの分担や政策誘導など、その方向性についても必要であり、今後のテーマになってくるかと思います。
- 高木副会長：先ほどの発言を少し修正させてください。すべての障がい者に相談支援専門員をつけることが前提ですので、本来セルフプランで良い人というものはいない。その上で現状を鑑みればという意味合いでご理解いただきたいと思います。次に、ゴミ出し支援についてですが、災害時の要支援者やサービスにつなげていない者の把握にもつながるかと思います。リストの共有化ができれば、色々な施策に反映できるかもしれません。また、障がい者の方がゴミ出しの収集を支援し、自分たちが社会貢献をするという方向性があってもよいのかとも思いました。
- 山崎会長：コミュニティビジネスや社会参加の方法としてということだと思います。個別のゴミ出しをサポートすることは難しい。地域共生社会を踏まえると、ご自身が社会に対して何か出来ないかというテーマも必要であると思います。障がい者のすべての方が個別収集の対象ではないので、これからも皆さんの意見も聞かせてください。
- 植野委員：障がいのある者の立場からすると、民間の事業所が個別に来られるということは非常に難しいかと思います。実際の連携の中で、もう少しコミュニケーションができる環境が必要であると思います。
- 山崎会長：貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただければと思います。

【議事（6）地域生活支援拠点等について】

○事務局より説明

- 山崎会長 : 何かご質問ありますでしょうか。
- 西口委員 : 登録制から始めるということで、全対象から始めるということは難しく、スモールスタートで始めるというご説明であったかと思います。今のお話の中では、医療的ケアに対することはご説明がありませんでした。今回は、医療的ケアを対象外ということでしょうか。市内には現在医療的ケアの施設がありません。このあたりの見通しを教えてください。また、緊急時支援は定款に載せるべきという話があったかと思います。事業者が定款を変更する場合の費用補償のようなものはあるのでしょうか。
- 事務局 : 医療的ケアが必要な方についても、現時点では、登録をしていただきたいと考えております。その上で、その方の特性をつかみ、その方にどのような対応ができるのかコーディネーターを含めて検討していきたいと思えます。事前に登録をすることにより、その方の特性を把握することができるので、スムーズにご対応することができると考えております。今後の見通しについて、医療的ケアの施設がないことは認識しています。地域生活支援拠点等は、市内の様々な資源を活用していくため、先程の相談支援の話も踏まえ、市全体としての体制整備と合わせて検討していきたいと思えます。次に、事業者の方で地域生活支援拠点等に関する事項を追加するものは、運営規程であり、定款ではございません。今後、例示としてこのような規定を追加してくださいというような案内をしていきたいと考えております。
- 西口委員 : 登録は、どちらに登録すればよいのか教えてください。また、医療的ケアにつきましては、3年程前から一泊2万5千円位かけて自費で行っていました。その上で、重心サポート会議やこども部会でも言ってきましたが、また改めて特性を把握して制度化に向けて検討ということは対応が遅いと感じます。また、登録につきましては、会員に伝えていきたいと思えます。また、情報なのですが、医療的ケアが必要な方が医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）に登録すれば、その子の情報を把握することができますので、その活用の周知もお願いしたい。
- 山崎会長 : MEIS につきましては資料提供いただき、皆に周知した方がよいかと思えます。また、地域生活支援拠点等については、いつからどのような方が登録できるか、現時点での概要で結構ですので教えてほしい。
- 事務局 : 拠点等事業につきましては11月から開始することを考えております。登録は、コーディネーターを通して行うこととなります。
- 山崎会長 : その登録は、11月からということでしょうか、あるいは11月より前に登録を開始して11月から事業を行うということでしょうか。

- 事務局 : まだ検討中ではっきりしない所がございますが、11月から登録を行うことを予定しています。
- 谷藤委員 : 先ほど質問しましたが、令和2年度からスモールスタートということは分かりました。以前から色々な議論があったと思いますが、最終的にこのような形になった経緯を教えてください。また、精神障がいのある者の登録はサンワークで行うということなののでしょうか。そして、受け皿の短期入所又はレスパイトですが、障がいの特性に応じた受入れとなるのか教えてください。周知や体制づくりはこれからだと思いますが、分かる範囲で教えてください。
- 事務局 : 3法人につきましては、それぞれがリストを共用し、1つのコーディネーターとして動きます。ただし、障がい種別に応じて得意不得意はあると思いますので、緩やかな役割分担を考えております。これまでの議論につきまして、すべてを網羅して実施するには一定以上の時間が必要であります。したがって、まずは、スモールスタートさせていただくこととしました。
- 高木副会長 : 緊急時に焦点を当ててスタートということについては、緊急時は課題が集約させる場であり、どこにどのような課題があるか把握することができるかと思います。そして、次に、地域にどのような社会的資源があるのか、つなげて考えやすいのかと思います。西口委員からあった医療的ケアの行き場がないことについては、拠点等の整備に合わせて令和2年度中には医療的ケア児者が緊急時に行くことができる場の整備をお願いしたい。
- 植野委員 : 意見ですが、意思疎通支援などについて盛り込み方が弱いのではないかと思います。登録ということが判断できない者、知的や精神の障がいをもつ聞こえない方もいるので、意思疎通支援については配慮いただきたい。
- 永井委員 : 医療的ケアについて高木委員からもありましたが、ワーキングに参加している中で、コーディネーターの話が中心であり、短期入所などの受け皿という所までの話にはなっていないかと思います。拠点等は面的整備ということですが、拠点ができたからといって、医療的ケアの方を受け入れる施設ができるという環境にはないと認識しています。今後、そのような場所ができるように、引き続き、お話をさせていただければと思います。
- 森田委員 : 長い間議論してこのような形になったのはありがたいと思います。登録制ということは、ある意味仕方がないと思います。そこで、登録については、定員などの制限を設けるのでしょうか。登録者が殺到することが想定されますので、8050や相談のケアマネがついていない方などを優先させるなど、必要な方に届くような形にしていきたいと思います。
- 山崎委員 : 登録の制限は現在の段階であるのでしょうか？
- 事務局 : 細かい事項は決定していませんが、人数制限については、現時点では、

制限をかけない予定です。ただし、登録については、障害福祉サービスを受けている方又は受けられる方を対象とする予定です。また、その中での優先順位付けは、コーディネーターのヒアリングの結果に基づき、行う必要が出てくるかもしれません。

【議事（7）第4次いちかわハートフルプラン案について】

○事務局より資料(6)-①～④に基づき説明

山崎会長 : 就労支援部会について、先日8月25日に就労支援部会を開催したとのことですが、何かご意見などがありましたらお願いいたします。

西村委員 : 就労支援部会の中では、就職者の数を上げていくということが中心にあるのですが、就労促進というのは先の就職を見据えて支援を行っていくことも大切であると認識しています。高齢化の問題については、65歳でA型事業所が使えなくなってしまうので、まだまだ働ける方がどこに行けばよいのか、障害福祉サービスの枠に収まらない状況になるかと思えます。こういった高齢の方がいける場も考えていかなければならない。また、平均工賃や短時間利用などを踏まえ、B型事業所の在り方も考えていかなければならない。そして、市川市のチャレンジドオフィスですが、国や県でも自分たちで雇うということもしておりますが、今のままで良いのか議論をしていかなければという意見もありました。

朝比奈副会長 : p139の一番上の運営協議会の役割が書かれておりますが、その役割として事業の内容や人員配置だけに留まらず、これまでの議論からも、拠点等のコーディネーターとえくるとの役割分担や、えくるの課題を洗い出す中でセルフプランの問題などについても取り上げていたかと思えます。つきましては、相談支援機関等との連携や、相談支援の仕組みの中でのえくるの役割についても議論していくことになるかと思えますので、そのあたりの位置づけをお願いしたいと思えます。また、p138の居住サポート事業についてですが、えくるの居住サポート機能は重要なものだと思いますが、単純に不動産屋に同行してアパートを探して引っ越しを手伝うという実務をサポートするだけのものではないかと思えます。高齢化が進み、家族を頼れない方や身寄りがいない方が増えている中で、アパート契約時の緊急時の連絡先をどうするかなども問題となっています。また、居住支援法人としてガンバの会が受託事業の指定を受けていますが、ガンバの会だけではなく、市内の居住支援の検討会もあると思えますので、地域全体として取り組んでいく必要があるかと思えます。

山崎委員 : 頂いたご意見を踏まえ、ご検討いただければと思います。

植野委員 : 障害者団体連絡会との連携が不十分であるかと思えます。障害者団体連絡

会に期待する旨の記述が多々ありますので、実際の実務と整合性の合う形で連携をお願いしたいと思います。

谷藤委員 : 要望としては、既にヒアリングの中で出ささせていただきましたが、p81のグループホーム入居者家賃助成について、その受給者数を増やすことは難しいとは思いますが、随分消極的な数値かと思えます。受け皿を増やす方策に取り組んでほしいと思えます。p85の相談支援については、研修とあり、数字として出しづらいのかもしれませんが、事業所の数や人材育成など計画としてこういうことを目指すという形にさせていただくことを要望します。p93の避難行動要支援者名簿についてですが、行徳地域では自治会加入率が低く、自治会にとって過重負担になっていないか、家族や当事者も連携しやすい形となっているのか、非常に難しいのではないかと思います。地域との連携があればよいが、基本的には事業者の名簿を作成していただき服薬や投薬などの情報を把握してもらうことが必要なのではないかと思います。

山崎会長 : ほかにご意見ございますか。

田上委員 : p140の後見人の報酬助成については、一部を市町村が負担すると聞いています。市川市でもこのような制度はあるのでしょうか。

山崎会長 : これはすべての市町村で必須事業ですので、市川市でも行っています。

田上委員 : 報酬が2万円と聞いて二の足を踏んでいる者もいるかと思えます。また、後見人の利用者が少ないということで、一般的にはそのような制度があるということをアナウンスしていないように思いますので周知いただければと思います。

山崎会長 : この啓発事業について周知する等の記載についてご検討いただければと思います。

高木副会長 : ハートフルプランにつきましては、市民にとって分かりやすいものにする必要があるかと思えます。その中で、前提として自立支援協議会や事業所などが一体となって取り組んでいることが分かる形になっていた方がよいかと思えます。また、強度行動障害の緊急時の受入先が出来たことなどの成果や、先程の医療的ケアの受入先がないというまだ手が付いていないこともあるかと思えます。これらについて、今後向かおうとする流れが分かる、見える化ができれば市民にとってより良いものになるかと思いました。

西口委員 : p47の一番上の看護師の配置が困難ということに関する施策は、p91の医療的ケアに関する研修を行うということになってしまうのかと思えます。医療的ケアに関する困難は、居宅訪問の看護師はいますが、短期入所の看護師がいないということです。それが計画に載っていなかったのが残念であると思いました。

- 山崎委員 : 1つ意見があります。地域のボランティアの育成について、リーマンショックの頃から続いている問題なのですが、団塊の世代がリタイアしますと社会貢献に携わる人が増えるだろうと言われていました。それが今どうなっているのかと言いますと、60歳や65歳でリタイアした後もほとんどの人が働いております。したがって、社会貢献としてボランティアや市民活動に携わっている人は、障がいの分野に関わらず、減ってきています。その中で、ボランティアを養成していきたいということはその通りなのですが、どのような形でボランティアを増やしていくのか具体的な方策を考えていかなければならないと思います。私どもの社会福祉協議会とも連携を図っていきたい。
- 植野委員 : 社会福祉法人の連携法人化についても整理して考えていただければと思います。
- 山崎会長 : これは地域福祉計画等に関係する所もあるかと思しますので、そのあたりも検討をしていただければと思います。

【議事（9）閉会】

- 山崎会長 : 以上で、本日予定されていた議題については、全て終了しました。事務局からは何かございますか。
- 事務局 : 長時間に渡り、ご協議いただきありがとうございました。また、開催時間を超過してしまい、申し訳ありませんでした。もし、ほかにご意見等がございましたら、障がい者支援課にメールを頂きたいと思っております。事務局からは以上です。
- 山崎会長 : それではこれで、令和2年度第1回自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

【閉会 12時20分】